

# 愛知淑徳大学学位規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、愛知淑徳大学学則（以下「学則」という。）及び愛知淑徳大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、愛知淑徳大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関して必要な事項を定めるものとする。

### (学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

### (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第47条の規定により、本学の卒業を認定された者に授与する。

2 修士の学位は、大学院学則第38条の規定により、本学大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則第39条の規定により、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院学則第40条第2項の規定により本学大学院に学位論文を提出して、その論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に対しても授与することができる。

第3条の2 前条に掲げる各学位の授与は、各年度の前期末と後期末のあらかじめ定められた日に行う。

### (学位に付記する専攻分野の名称等)

第4条 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

| 学部名               | 専攻分野の名称         |
|-------------------|-----------------|
| 文学部               | 文学              |
| 教育学部              | 教育学             |
| 人間情報学部            | 人間情報            |
| 心理学部              | 心理学             |
| 創造表現学部            | 学術              |
| 建築学部              | 建築学             |
| 健康医療科学部           | 健康医療科学          |
| 食健康科学部            | 食健康科学           |
| 福祉貢献学部            | 福祉貢献            |
| 交流文化学部            | 交流文化            |
| ビジネス学部            | ビジネス            |
| グローバル・コミュニケーション学部 | グローバル・コミュニケーション |

2 修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

| 研究科及び専攻名 |        | 専攻分野の名称            |
|----------|--------|--------------------|
| 文化創造研究科  | 文化創造専攻 | 文学<br>図書館情報学<br>学術 |

|                         |                        |                                       |
|-------------------------|------------------------|---------------------------------------|
| 教育学研究科                  | 発達教育専攻                 | 教育学                                   |
| 心理医療科学研究科               | 心理医療科学専攻               | 心理学<br>社会福祉学<br>言語聴覚学<br>視覚科学<br>健康科学 |
| 健康栄養科学研究科               | 健康栄養科学専攻               | 健康栄養科学                                |
| グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科 | グローバルカルチャー・コミュニケーション専攻 | 学術                                    |
| ビジネス研究科                 | ビジネス専攻                 | 学術                                    |

(学位記)

第5条 学士の学位に係る学位記は、別記様式第1のとおりとする。

2 修士の学位に係る学位記は、別記様式第2のとおりとする。

3 第3条第3項に規定する博士（以下「課程博士」という。）に係る学位記は、別記様式第3のとおりとする。

4 第3条第4項に規定する博士（以下「論文博士」という。）に係る学位記は、別記様式第4のとおりとする。

(学位の名称)

第6条 本学から学位を授与された者は、学位の名称を用いる場合には、当該学位に本学の名称を付記するものとする。

## 第2章 学位の授与申請

(修士の学位授与申請)

第7条 修士の学位授与を申請する者（大学院学則第38条第2項の規定により、所定以上の単位の修得をもって学位論文の審査に代える者を除く。）は、学位論文及び学位論文要旨各3部を、研究科の定める所定の期日（博士前期課程又は修士課程修了予定年度末の2月以上前の日とする。）までに、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 学位論文は、研究科の定めるところにより特定の研究課題についての成果をもって代えることができる。

3 学位論文は1編とする。ただし、参考論文を添付することができる。

4 提出した学位論文は、返還しない。

5 大学院学則第38条第2項の規定により、所定以上の単位の修得をもって学位論文の審査に代える者は、研究科の定める要件を所定の期日までに修了しなければならない。

(課程博士の学位授与申請)

第8条 本学大学院博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、博士の学位授与申請をすることができる。学位授与を申請する者は、学位授与申請書（別記様式第5）及び学位論文（正本1部及び副本2部）を、研究科の定める所定の期日までに、研究科長を経て学長に提出しなければならない。この場合において、研究科は、前段に定める書類の他に必要とする書類等の提出を求めることができる。

2 学位論文は1編とする。ただし、参考論文を添付することができる。

3 提出した学位論文は返還しない。

(論文博士の学位授与申請)

第9条 論文博士の学位授与を申請する者は、学位授与申請書（別記様式第6）及び学位論文（正本1部及び副本2部）に学位審査料を添えて、申請する学位の専攻分野に係る研究科の長を経て学長に提出しなければならない。この場合において、研究科は、前段に定める書類の他に必要とする書類等の提出を求めることができる。

2 学位論文は1編とする。ただし、参考論文を添付することができる。

3 提出した学位論文は返還しない。

(学位授与申請の受理及び審査の付託)

第10条 前4条の規定による修士又は博士の学位授与申請が提出されたときは、学長は、研究科長を経て研究科委員会に付議し、その受理又は不受理を決定する。

2 前項の規定により学位授与申請を受理した場合は、学長は、研究科長を経て研究科委員会にその審査を付託する。

### 第3章 学位の審査

(学位審査委員会の設置等)

第11条 前条の規定により学位授与について審査を付託された研究科委員会は、学位審査委員会を設置し、その審査を行わせる。

(学位審査委員会等の構成)

第12条 学位審査委員会は、学位論文の内容に関連する当該研究科の教員3人以上(修士又は課程博士に関する審査については、当該学位申請者を担当する研究指導教員を含む。)の審査委員により構成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が審査のため必要と認めたときは、審査委員に、本学の学部若しくは他の研究科の教員又は他の大学院の教員若しくはこれに準ずる者をもって充てることができる。ただし、この場合において、審査委員の2人以上は当該研究科の教員でなければならない。

3 審査委員会に主査1人を置く。

(学位審査委員会の審査方法)

第13条 学位審査委員会における審査は、学位論文の審査及び試験により行うものとする。

2 学位審査委員会は、前項の審査のため必要と認めるときは参考論文その他の審査資料を提出させることができる。

3 学位審査に当たっては、学位の信頼性の確保に充分留意し適切かつ厳格な審査に努めるとともに、審査の過程で社会的または倫理的な問題が生じた場合は速やかに学長に申し出るものとする。

(審査委員会等の審査期間)

第14条 修士又は博士の学位授与の審査は、当該申請者の課程修了予定学期末の1か月前までに終了するものとする。

2 論文博士の学位授与の審査は、学位授与申請受理後1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て審査期間を1年以内に限り延長することができる。

(試験)

第15条 修士の学位授与の審査に係る試験は、筆記又は口述で行い、学位論文の内容を中心として学識及び高度の専門性を要する職業等に適応できる能力について審査するものとする。

2 博士の学位授与の審査に係る試験は、筆記又は口述で行い、学位論文の内容及びこれに関連ある専門分野の学識並びに研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の能力又は高度で専門的な職務に従事するに必要な高度の能力について審査するものとする。

3 博士の学位授与に当たっては、公開による論文発表会を行うものとする。

(学力審査)

第16条 論文博士の学位授与の審査については、第13条の審査に先立ち、専攻学術に関して博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための学力審査を行うものとする。ただし、研究科委員会が認めるときは、学力審査の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の学力審査については、学力審査委員会を設けることができる。

3 学力審査の方法及び学力審査委員会の構成については、研究科で定める。

(審査結果報告)

第17条 学位審査委員会は、学位論文の審査及び試験が終了したときは、学位論文の審査結果の要旨及び試験の結果による学位授与の適否についての意見を付して、研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議の報告)

第18条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、当該申請者に係る修士又は博士の学位の授与について審議し、その可否を決定する。

2 研究科長は、前項による審議結果について学長に文書で上申しなければならない。

(学位授与の決定)

第19条 学長は、前条第2項の上申に基づき、博士前期課程又は修士課程を修了したと認定された者に対しては、修士の学位を、博士後期課程を修了したと認定された者又は論文博士の学位授与を可とするものと決定した者に対しては、博士の学位を授与する。

#### 第4章 雑則

(学位論文要旨等の公表)

第20条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位授与の日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、本学リポジトリにより公表するものとする。

(学位論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に当該学位論文を公表した場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科の承認を得て、当該学位の授与に係る論文の全文に代えその内容の要約を公表することができる。この場合において、研究科は、学位論文の全文について求めがあるときは、これを閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文又はその内容の要約を公表するときは、愛知淑徳大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う1項及び2項の規定による公表は、本学の学位を授与した研究科の協力を得て、本学リポジトリにより行うものとする。

(学位授与の取り消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士の学位については当該教授会の議を経て、修士及び博士の学位については当該研究科委員会の議を経て、その授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、修士又は博士の学位審査に必要な事項は、研究科において定めることができる。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。この場合において、修士又は博士の学位に係る事項については、予め大学院委員会の意見を聞くものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第4条第1項の表中ビジネス学部及び医療福祉学部に関する部分並びに同条第2項の表中文化創造研究科に関する部分は、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程施行の際に、現にコミュニケーション研究科人間コミュニケーション専攻に在籍する者の課程修了により授与する学位に付記する専攻分野の名称については、従前の例による。

(愛知淑徳大学学位規程の廃止)

3 愛知淑徳大学学位規程(平成元年4月1日施行)は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項の表の改正規定中、医療福祉研究科の項については、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現にコミュニケーション研究科異文化コミュニケーション専攻に在籍する学生の所属については、改正後の第4条第2項の表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に文学研究科国文学専攻、同研究科英文学専攻、同研究科図書館情報学専攻、コミュニケーション研究科心理学専攻、同研究科言語コミュニケーション専攻及び文化創造研究科国際交流専攻に在籍する学生の課程修了により授与する学位に付記する専攻分野の名称並びに所属については、改定後の第4条第2項の表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条第2項は平成21年度に研究科に入学する者から適用し、平成20年度までに入学した者についてはなお従前の例による。
- 3 前項、前段の規程に関わらず、医療福祉研究科は平成20年度の入学生から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に現代社会学部、コミュニケーション学部、文化創造学部、医療福祉学部 に在籍する学生に授与する学位に付記する専攻分野の名称並びに所属については、改定後の第4条第1項の表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に文学研究科文学専攻、現代社会研究科現代社会専攻、文化創造研究科創造表現専攻、心理学研究科心理学専攻、医療福祉研究科ソーシャルサービス専攻および同研究科コミュニケーション障害学専攻に在籍する学生に授与する学位に付記する専攻分野の名称並びに所属については、改定後の第4条第2項の表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に本学大学院博士後期課程に在籍する学生への第8条適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、現にメディアプロデュース学部在籍する学生に授与する学位に付記する専攻分野の名称並びに所属については、改定後の第4条第1項の表にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。